議案第54号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の 制定について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を別紙のよう に定めるものとする。

平成26年9月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)が平成24年8月22日に公布され、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正がされることに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育 成事業をいう。
 - (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
 - (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的)

- 第3条 この条例に定める基準(次条及び第5条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。 (最低基準の向上)
- 第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、指揮命令関係にない放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (設備及び運営の向上)
- 第5条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下、「事業者」という。)は、最低基準 を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低 基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(事業者の一般原則)

- 第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭及び地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条に 規定する暴力団又は暴力団員に該当しないものでなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「事業所」という。)の建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の規定による基準を満たし、かつ、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に適合したものでなければならない。
- 7 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害 防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(事業者と非常災害対策)

- 第7条 事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(事業者の職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な 心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であ って、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなけ ればならない。

(事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第9条 事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第10条 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能 を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設 備及び備品を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品(以下「専用区画等」という。) は、事業所を開所している時間帯を通じて、専ら当該放課後児童健全育成事業の 用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 この限りではない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)
- 第11条 事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1 人を除き、放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する 者(以下「補助員」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知 事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育 学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による 大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若し くは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その 提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支 援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱い をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第14条 事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を 適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第15条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(事業者が備える帳簿)

第16条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第17条 事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならな い。

(苦情及び指導等への対応)

- 第18条 事業者は、その行った支援に関する利用者、その保護者等からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必 要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合には、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適 正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力しなければならな い。

(開所時間及び日数)

- 第19条 事業者は、事業所を開所する時間について、原則として、次に掲げる時間帯以上とする。
 - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 午前8時30分から 午後6時30分まで
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 小学校の授

業終了後から午後6時30分まで

2 事業者は、事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則と して定める。

(保護者との連絡)

第20条 事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康 及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力 を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 事業者は、町、児童福祉施設及び利用者の通学する小学校等関係機関と 密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第22条 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合には、 速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ なければならない。
- 2 事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項 の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平 成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

(児童数の経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている事業所に対し、一の支援の単位を構成する児童の数の規定については、平成32年3月31

日までの間、第11条第4項の規定は適用しない。

制定要旨

1 条例の趣旨

放課後健全育成事業のさらなる質の向上を図るため、子ども・子育て支援法及 び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律 第67号)が平成24年8月22日に公布されたことにより、児童福祉法(昭和 22年法律第164号以下「法」という。)の一部改正がありました。それに伴 い、法に第34条の8の2が追加され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設 備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたため、この条 例を制定するものです。

この条例を定めることにより、放課後児童健全育成事業を行う者(市町村又は国、都道府県、市町村以外の者)は、この条例に基づき、運営を行わなければなりません。

2 条例の概要

(1) 厚生労働省令で定める基準に従い又は参酌して定める事項

法第34条の8の2第2項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については基準省令で定める基準を参酌して定めるものとされていますが、一部を除き、国の基準を大口町の基準とします。

※放課後児童健全育成事業の基準(主なもの)

支援の目的 (第6条第1項) 支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行う

	こととします。
設備	専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養する
(第10条第2項)	ための機能を備えた部屋又はスペース) 等を設置す
	ることとし、面積は児童1人につきおおむね1. 6
	5 ㎡以上とします。
職員	放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配
(第11条第2項)	置することとします(うち1人を除き、補助員の代
	替が可能です)。
	※放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等で
	あり、都道府県知事が行う研修を修了した者で
	す。
児童の集団の規模	1 つの集団の単位を構成する児童の数(集団の規
(第11条第4項)	模) は、おおむね40人以下とします。
開所日数	開設日数は、1年につき250日以上を原則とし
(第19条第2項)	ます。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待
(第7条、第12条	等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘
~第18条、第20	密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機
条~第22条)	関との連携、事故発生時の対応などについても定め
	ることとします。

(2) 大口町独自の基準

大口町独自の基準として、次のとおり掲げます。

放課後健全育成事	暴力団排除(第6条第5項)及び平成7年の新耐震
業者の一般原則	 基準適合(第6条第6項)の規定を追加しました。
(第6条)	
開所時間及び日数	【国基準】
(第19条)	(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全
	育成事業 1日につき8時間以上
	(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後
	児童健全育成事業 1日につき3時間以上
	【町基準】
	次に掲げる時間帯以上開所する。
	(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全
	育成事業 午前8時30分から午後6時30分
	まで
	(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後
	児童健全育成事業 小学校の授業終了後から午
	後6時30分まで

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行します。